

## 沖縄県 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

# 貸付のごあんない



### 1. 資金について

この貸付金は、「母子及び父子並び寡婦福祉法」という法律に基づき、母子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸しだしされるものです。

つきましては、リレー方式で活用している資金のため、滞納されると次の世代の貸付が出来なくなることになります。償還の際にはご協力お願いいたします。

●貸付対象になる方～県内に6ヶ月以上在住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で20歳未満の児童を扶養している方、又はその扶養されている児童。寡婦又はその扶養されている子。

●修学・就職・転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の限度額内でお貸しします。(詳しくはP4「貸付金の概要」をご覧下さい)

### 2. 償還（返済）について

この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、次のひとり親世帯の皆様に貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

### 3. 償還（返済）方法について

貸付終了後、おむね6ヶ月～1年の据置期間後償還(返済)が始まります。(資金ごとに据置期間が異なります)各資金ごとに設定されている償還期限内に元利均等払い(年賦・半年賦・月賦のいずれか)となります。滞納されると年5%の違約金(延滞金)がつきますのでご注意下さい。

#### 以下の点にご注意下さい。

- 申請いただいた後、調査・面談等を行いますので貸付まで一定の時間を要します。
- 日本学生支援機構(育英資金)等、公的資金との両方の貸付(併用)はできません。
- 目的外に使用したり、他の借財の返済にあてた場合は一括返済していただきます。
- 連帯保証人は借受人と同様の返済義務があります。  
(借受人が滞納した場合は連帯保証人に請求させていただきます。)
- 連帯借受人は借受人と共に返済義務があります。



※連帯保証人の年齢・・・償還完了(返済完了)時:65歳

#### ★お問い合わせ先★

○申請窓口 各市町村の母子福祉等担当課

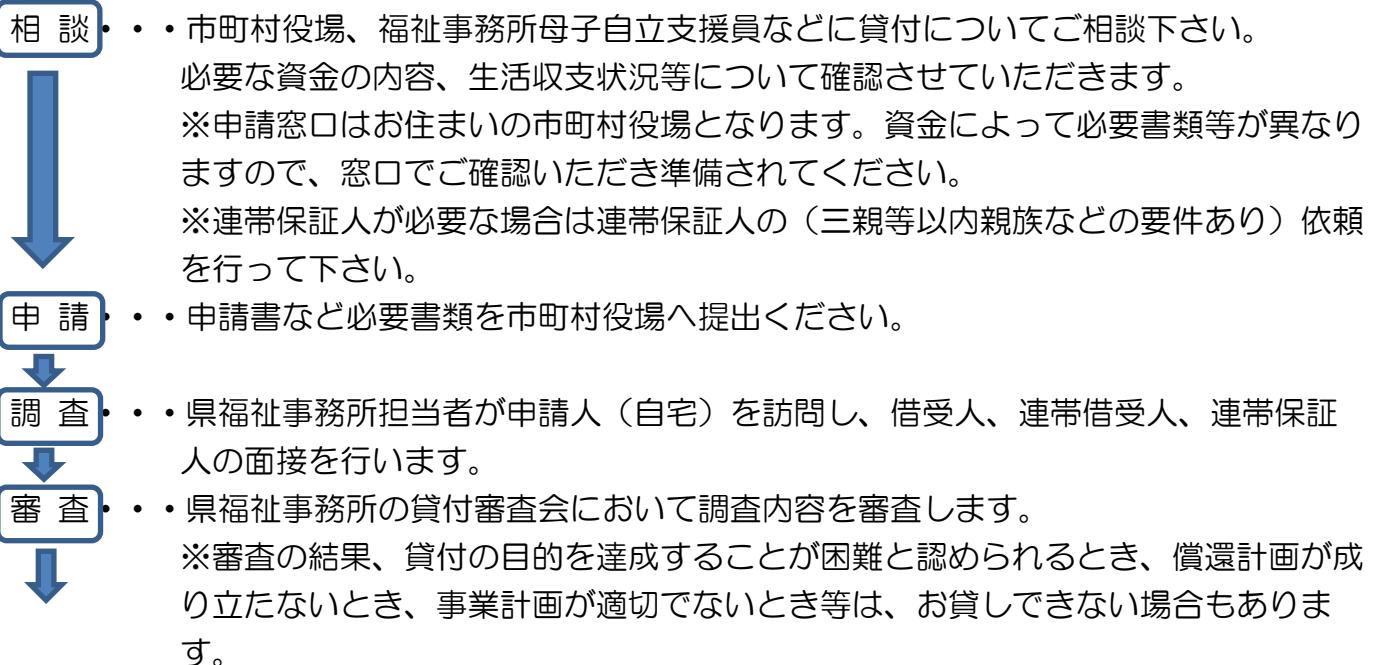
○制度全般のお問い合わせ

北部福祉事務所 0980-52-0051 宮古福祉事務所 0980-72-3771

中部福祉事務所 098-989-6603 八重山福祉事務所 0980-82-2330

南部福祉事務所 098-889-6364 青少年・子ども家庭課 098-866-2174

## ●相談・貸付から償還までの流れ●（申請から貸付まで、約2ヶ月）



### ※貸付決定の場合

貸付の可否について、ご本人様あて通知いたします。

貸付決定した場合には、貸付に必要な借用書、請求書などの書類を提出いただきます。

貸付・・・貸付金が指定の口座に振り込まれます。

（修学資金等は原則前期、後期に分けてお支払いします）

★注！★ 貸付中に母子・父子世帯でなくなった場合、児童又は子を扶養しなくなった場合はその後の貸付はできません。また、貸付決定後に必要額が変更になった場合、減額申請や増額申請の手続きが必要な場合や、住所・氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て下さい。

### 償還(返済)開始

貸付終了→据置期間（6ヶ月～1年）

償還方法決定・・・償還開始の際に、福祉事務所担当と面談の上、月払、半年払、年払などの支払い方法、1回の償還金額等を決定してもらいます。

償還・・・償還開始時に決定した方法で償還(返済)していただきます。

償還完了・・・償還完了後、借用書を返却いたします。



## 申請に必要な書類

- 1 貸付申請書
- 2 住民票謄本
- 3 戸籍謄本（母又は父及び児童又は子の戸籍が分かるもの、申請人と保証人の関係が分かるもの）
- 4 住所見取り図(申請人、連帯保証人の分)
- 5 連帯保証人の身分証明書
- 6 母又は父及び連帯保証人の収入を明らかにする書類（所得課税証明書）  
※1～5ヶ月の場合は直近の源泉徴収票
- 7 児童扶養手当等の写し
- 8 資金の種類に応じ必要な書類、その他借受人の状況や申込の内容により必要な書類  
※相談時に各窓口でご確認ください

## 利子・連帯保証人について

### ◆修学・就学支度・修業・就職支度(児童分)の場合◆

- 無利子
- 母又は父が借受人となる場合は、児童又は子が連帯借受人となります。
- 母又は父の収入状況等により連帯保証人が必要な場合があります。
- ◆上記以外の資金の場合◆
- 原則、連帯保証人を立てていただいた場合は無利子の貸付となります。



ただし、借受人の収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断できる場合等については、連帯保証人を立てずに有利子での貸付もできます。（利子は年1%）

※連帯保証人については、原則県内在住で三親等以内の方であることや、また収入等の要件がありますので詳しくは申請の際に窓口担当にご確認ください。

### 滞納した場合

償還金を滞納した場合、督促や催告があるほか、連帯借受人、連帯保証人への請求を行います。また滞納しますと元利金に年3%の違約金がつきます。状況により財産差押の処分を受けることもありますので、必ず納付期限内に償還してください。